

○飯山市情報通信施設条例施行規則

平成 13 年 12 月 26 日規則第 13 号

飯山市情報通信施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、飯山市情報通信施設条例(平成 13 年飯山市条例第 24 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(加入、脱退、休止等)

第2条 条例第7条第1項の規定による加入しようとする者は、加入申込書(様式第1号)を脱退しようとする者は、脱退届出書(様式第2号)を提出しなければならない。

2 条例第7条第2項の規定による休止又は再開しようとする者は、休止(再開)届出書(様式第3号)を提出しなければならない。

3 条例第7条第3項の規定による貸与機器を継承した者は、貸与機器継承届出書(様式第4号)を提出しなければならない。

4 条例第7条第4項の規定による移転又は変更をしようとする者は、移転届出書(様式第5号)を提出しなければならない。

5 加入者は、有料番組等の内容を変更する必要がある場合は、有料番組等変更申込書(様式第6号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(使用料)

第3条 条例別表に規定する「その他規則で定めるオプション」の額は、別表に掲げる額とする。

(使用料の納付等)

第4条 条例第9条に規定する使用料の納付は、原則として口座振替の方法によるものとする。ただし、口座振替が困難と認められる加入者については、納入通知書その他の方法により納付することができる。

2 加入者は、情報連絡施設使用料口座振替依頼書(様式第7号)を市長へ提出しなければならない。

(使用料等の減免)

第5条 条例第 13 条に規定する使用料等の減免又は免除を受けようとする者は、使用料等減免(免除)申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 使用料等の減免又は免除を受けている者が、減免又は免除事由に変更を生じた場合は、使用料等減免(免除)事由変更届(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(指定工事人)

第6条 条例第 17 条に規定する指定工事人の認定を受けようとする者は、飯山市情報通信施設宅内工事指定工事人認定申請書(様式第 10 号)を市長に提出し、市が指定する講習会を受けなければならない。

- 2 前項に規定する指定の期間は、5年以内とする。
- 3 指定工事人の認定を受けようとする者は、電気工事士の資格を有し、市内の店舗等に所属する者でなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 4 市長は、第1項の申請書を受付したときは、申請者の資格等を審査するとともに、研修を受講させた上で指定工事人として認定し、飯山市情報通信施設宅内工事指定工事人認定書(様式第11号。以下この条において「指定工事人認定書」という。)を交付する。
- 5 指定工事人は、市が指定した材料、機器及び工法を使用しなければならない。
- 6 指定工事人が、指定期間満了後も引き続いて認定を受けようとするときは、その満了の日の30日前までに飯山市情報通信施設宅内工事指定人認定申請書を市長に提出しなければならない。
- 7 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。
 - (1) 条例及びこの規則の規定(次号及び第4号に係る部分を除く。)に違反したとき。
 - (2) 第3項に規定する要件を欠いたとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段によって第4項の規定による指定工事人の認定を受けたとき。
 - (4) 第5項に指定する材料、機器又は工法を用いなかったとき。
 - (5) 前項に掲げるもののほか、工事に関する不適正な行為として、市長が認めるとき。
- 8 市長は、前項の規定による指定工事人の指定の取消し又はその指定の効力の停止に伴う損害については、その責を負わない。
- 9 指定工事人は、第7項の規定によりその指定を取消し又は指定の効力を停止されたときは、速やかに指定工事人認定書を市長に返入しなければならない。
- 10 前項に規定する工事人の指定の効力の停止を解除したときは、直ちに当該指定工事人に指定工事人認定書を再交付するものとする。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年11月27日規則第31号)

この規則は、平成18年12月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日規則第6号)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成22年10月26日規則第31号)

この規則は、平成22年11月1日から施行する。

附 則(平成23年12月20日規則第19号)

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則(平成 24 年9月 27 日規則第 20 号)

この規則は、平成 24 年 10 月1日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 18 日規則第 21 号)

この規則は、平成 27 年1月1日から施行する。

(別表)(第3条関係)

基準又は単位		金額	
インターネット 接続料	オプション 1月	追加メールアドレス 1つ	200 円
		追加ホームページ容量 100M	100 円
		メーリングリスト開設 1つ	500 円
		グローバルIPアドレス	300 円
		追加グローバルIPアドレス 1つ	200 円
		セキュリティサービス	490 円
		Webフィルタリングサービス	180 円
		ノートン 360 Online	570 円

(様式第1号)(第2条関係)

加 入 申 込 書

申込日 年 月 日

飯山市長 あて

私は、飯山市情報通信施設に加入したいので、次のとおり申し込みます。

フリガナ 氏 名 又は名称	Ⓜ	自宅電話番号	—	
		連絡先電話番号	—	
住 所	〒	地区名	集落名	

申込者住所と設置場所が異なるときに、ご記入ください。

フリガナ 氏 名 又は名称	〒	設置場所の電話番号	—	
		地区名	集落名	

お住まいの状況をご記入ください。

お住まいの状況	<input type="checkbox"/> 1戸建て <input type="checkbox"/> 集合住宅（ 戸） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
集合住宅名	名称 所有者 様 （連絡先）			

使用料通知書・納入通知書などの送付先（申込者住所と異なる場合ご記入ください。）

フリガナ 氏 名 又は名称	〒	送付先電話番号	—	
		地区名	集落名	

該当する申込欄に○または必要事項をご記入ください。

区分	申込欄	項目	金額（月額）
デジタル		セットトップボックス1台含む	2,500円
録画プラス		HDD内蔵セットトップボックス1台含む	3,700円
		HDDブルーレイディスクセットトップボックス1台含む	4,800円
デジタルミニ		セットトップボックスなし	1,500円
増設機器	台	増設セットトップボックス台数	1台 1,000円
公共施設		ケーブルモデム、電話機各1台	1,000円
インターネット	bps	通信速度を記入してください	通信速度による

※NHKの受信料は含まれていません。

宅内工事店名	工事店番号
--------	-------

(様式第2号)(第2条関係)

脱 退 届 出 書	
飯山情報通信施設を脱退したいので、届出します。	
設 置 場 所	飯山市
管理者氏名又は名称	
加 入 の 種 別	CATV・有料番組・インターネット
脱 退 年 月 日	年 月 日
脱 退 理 由	
	年 月 日
飯山市長 あて	
	届出者住所_____
	氏名又は名称_____ 印

(様式第3号)(第2条関係)

休 止 ・ 再 開 届 出 書

飯山情報通信施設の使用を休止・再開したいので、手数料を添えて届け出します。

設 置 場 所 飯山市

管理者氏名又は名称

加 入 の 種 別 CATV・有料番組・インターネット

休止期間・再開日 自 年 月 日
至 年 月 日

理 由

年 月 日

飯山市長 あて

届出者住所_____

氏名又は名称_____ 印

(様式第4号)(第2条関係)

貸与機器継承届出書

貸与機器等の管理を継承しましたので、届け出します。

設置場所 飯山市

管理者氏名又は名称

継承の理由

貸与機器等 ・セットトップボックス ・ケーブルモデム
 ・電話 ・その他

年 月 日

飯山市長 あて

届出者住所

氏名又は名称 印

* 継承の理由が、相続による場合は、押印は不要

(様式第5号)(第2条関係)

移 転 届 出 書

貸与機器等の移転・変更をしますので、届け出します。

なお、引き込み線工事等移転に係る一切の費用は、加入者本人が負担します。

管理者氏名又は名称 _____ 地区名 _____ 集落名 _____

現 設 置 場 所 _____ 飯山市 _____

移 転 先 住 所 _____ 飯山市 _____

移転先地区名 _____ 移転先集落名 _____

電 話 番 号 _____

貸 与 機 器 等 _____
・セットトップボックス ・ケーブルモデム
・電話 ・その他

宅 内 工 事 店 名 _____ 工事店番号 _____

年 月 日

飯山市長 あて

届出者住所 _____

氏名又は名称 _____ 印

(様式第6号)(第2条関係)

情報通信施設使用料等口座振替依頼書

年 月 日

飯山市長 あて

取扱金融機関名

御中

太枠の中のみ記入してください。

依 預 金 義 人	飯山市大字		アパート	名称	
			団地名	番号	
	フリガナ		お届け印	Tel 自 宅	
	氏 名			勤 務 先 名	
	金融機関名			Tel 勤 務 先	
預金の種類	1 普通 2 当座 9 その他 ()	口座番号			

次の者が納付（入）する情報通信施設使用料について、私（当社）名義の預金口座から口座振替の方法によって支払うことにしたいので、下記事項確約のうえ依頼します。

【依頼人（預金名義人）が口座振替する場合も必ず下記に記入してください。】

振替開始月	月より	口座振替する使用料等		
フリガナ		1 ケーブルテレビ使用料 2 インターネット使用料 3		
加入者名				
住 所	(区名 隣組 組)	アパート	名称	
	飯山市大字	団地名	番号	

記

- 1 飯山市から私（当社）が支払うべき情報通信施設使用料の請求が貴店にされた場合は、私（当社）に通知しないで振替日に上記記載の預金口座から振替をしてください。この場合、当座勘定または、普通預金の約定にかかわらず小切手、普通預金払戻請求書等は、いっさいこれを省略してください。
- 2 領収書は、預金通帳への記帳によりこれを省略されてさしつかえありません。
- 3 この口座振替契約は、私（当社）からの届出及び貴店の都合により解約できますが、その旨貴店は、直ちに飯山市へ通知してください。
- 4 この取扱いについて万一紛議が生じても、貴店及び飯山市には迷惑をかけません。

(様式第8号)(第5条関係)

使用料等減免（免除）申請書

飯山情報通信施設（ ）の減免・免除を受けたいので、申請します。

設 置 場 所 飯山市

管理者氏名又は名称

宅 内 機 器 等 ・セットトップボックス ・ケーブルモデム

・電話 ・その他

申 請 理 由

年 月 日

飯山市長 あて

届出者住所_____

氏名又は名称_____

(様式第9号)(第5条関係)

使用料等減免（免除）変更届出書

飯山情報通信施設（ ）の減免・免除の承認を受けましたが、下記のとおり変更となりましたので、届け出します。

設 置 場 所 飯山市

管理者氏名又は名称

宅 内 機 器 等 ・セットトップボックス ・ケーブルモデム

・電話 ・その他

理 由

年 月 日

飯山市長 あて

届出者住所_____

氏名又は名称_____

(様式第10号)(第6条関係)

飯山市情報通信施設宅内工事指定工事人認定申請書

年 月 日

飯山市長 へ

申請人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

連絡先 TEL _____

種 別	新 規 ・ 更 新 (認定番号)
店 舗 名	
住 所	
電 話	
F A X	
電気工事士資格	(資格番号)
備 考	

○添付書類 顔写真1枚 (3cm×2.5cm)

※写真の裏面に氏名、認定番号 (更新の場合) を記入のこと

(様式第11号)(第6条関係)

飯山市情報通信施設宅内工事指定工事人認定書

ケーブルテレビ **i**ネット飯山

飯山市情報通信施設宅内工事指定工事人

写 真

登録番号 第〇〇〇号

有効期限 . . .

氏 名

取 得 日 . . .

飯山市長